

1 はじめに

「誰もが遊べる公園広場」とは、身体の障がいの有無、国籍、年齢に関わらず、どんな人でも楽しめる、過ごしやすい公園広場のことです。このような条件を満たしている空間をインクルーシブな空間と呼びます。

守谷市内には、土地区画整理事業や開発等により整備された公園が多く、施設の老朽化に伴い、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な維持保全や修繕を行っています。

こうした中で、大規模な改修を行う公園においては、公園の機能を見直したり、遊具やサインなどを更新することが必要になり、これらの期を捉えインクルーシブな公園広場の整備を推進するため、基本的な考え方や配慮事項を示した「守谷市誰もが遊べる公園広場整備のためのガイドライン（以下、ガイドライン）」を策定することとしました。

インクルーシブな空間とは

インクルーシブ＝
「包括的、全てを包み込む」

- インクルーシブという言葉は「包括的、全てを包み込む」という意味を持ちます。
- インクルーシブな空間は、障がいだけでなく、年齢や性別、国籍、個人の能力、また経済的・社会的・文化的背景などの違いにかかわらず、「どんな人でも楽しめる、過ごしやすい」空間です。



都立明治公園インクルーシブ広場

2 本ガイドラインについて

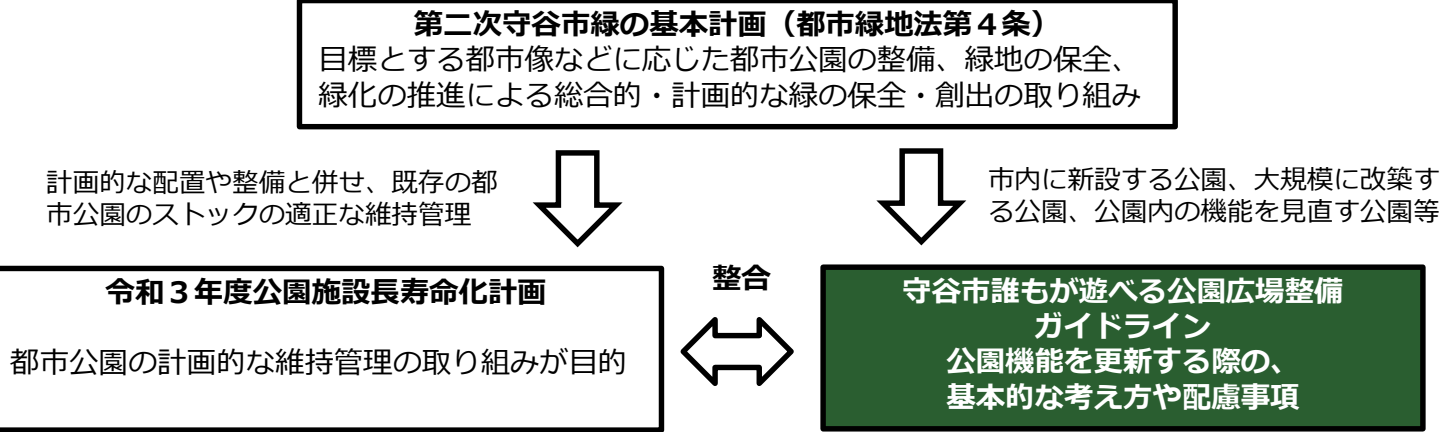
(1) ガイドラインの利用対象

ガイドラインの利用対象は、行政はもちろんのこと、計画・設計者、施工者などの民間事業者等、整備や管理などを通じて公園に関連する人を対象としています。

(2) 目的

今後、新設する公園広場や公園機能を更新する際の留意点をとりまとめ、誰もが遊べる公園広場の実現に向けて、基本的な考え方や配慮事項を定めることを目的とします。

(3) 位置づけ



(4) 対象公園・施設（遊具等の施設がある公園 全61公園）※次ページ参照

対象公園・施設は、市が管理する都市公園のほか、民間開発による公園や緑地（民間事業者が維持管理していくもの）にも適用することとします。

なお、現在、遊具等の施設がない公園でも、公園を修繕する際には参考にする予定です。

(5) 本ガイドラインの構成

	概要
はじめに	・ ガイドラインの目的を示します。
序章 本ガイドラインについて	・ 利用対象、目的、位置付け、対象公園・施設を示します。
第1章 守谷市の公園の現状・課題	・ 守谷市の公園の現状・課題を整理します。
第2章 整備の基本的な考え方	・ 公園施設の新設、機能更新の考え方や進め方を示します。
第3章 整備におけるポイントや留意事項	・ 遊具等施設の特徴や、施設の更新の考え方、先進事例を含めて整理します。
第4章 整備手法・管理運営手法	・ 公園施設の様々な整備手法や、管理手法を整理します。

(6) 市民意向調査と検討会スケジュール計画

時期	開催事項	主な内容
2023年12月	第一回検討会	骨子案の確認
2024年1月以降	施設アンケート	市民意見の収集
	ワークショップ	市民意見の収集
	第二回検討会	整備の考え方の確認
	社会実験	市民意見の収集
	第三回検討委員会	ガイドラインまとめ

対象公園・施設（遊具等の施設がある公園 全61公園）

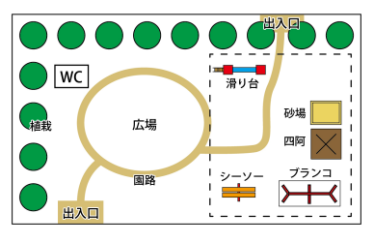
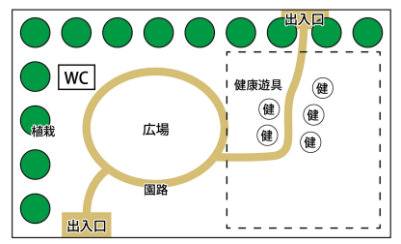
遊具等の施設がある公園 全61公園

凡 例		
都市公園		その他の公園
近隣公園		森林公園等
街区公園		緑 地
児童公園		緑 道
歴史公園		運動施設
都市緑地		
運動公園		
種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園 （歴史公園、児童公園）	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
都市基幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

出典：国土交通省ホームページ



3 本ガイドラインの骨子案

		具体の検討内容
第1章 守谷市の公園の 現状・課題	(1) 都市の現況整理	● 現況として、次の事項を整理します。 ①人口・世帯数、高齢化率、高齢者のみ世帯数等の状況、将来人口（国立社会保障・人口問題研究所） ②法規制図（都市計画、農業振興地域図等） ③公園の現況（設置年・経過年、施設の更新状況） ④ハザードマップ、各種災害での被災想定 など
	(2) 公園・広場の現況把握	● 公園施設長寿命化計画での調査結果、住民アンケート調査結果等を把握した上で、現地調査を実施し、公園広場の現況を把握します。 ● 利用者別（視覚障害者や肢体不自由者など）の特性を示します。
	(3) 上位・関連計画	● 公園・緑地の整備や保全に関する位置づけ、方針を把握するとともに、関係法令の改正の状況等を情報収集、整理します。 ● 守谷市内の開発動向（新規の公園整備の計画等）を整理します。
	(4) 現状・課題の抽出	● 守谷市の現況や課題、上位計画、関連計画での位置づけ等を踏まえて、右図のように地区特性を重ねあわせて課題を抽出します。 ● 地区特性に応じた公園広場の更新に向けた方針を導くための課題を抽出する考え方の例は次のとおりです。 （例） ・高齢化が進行している地区の公園に、子ども向けの遊具が多く老朽化。利用されていない。 ・今後、人口減少が想定される地区の公園に、数多くの公園施設が設置されている。
第2章 整備の基本的な 考え方	(1) 検討・進め方のフロー	● 公園の新設や改修にあたっての手順を示し、各項目でどのようなことに留意すべきかを整理します。 1 現況把握 → 2 方針設定 → 導入機能、ゾーニング・動線計画 → 遊具・施設の検討・選定 → 計画図の作衛 → 概算事業費
	(2) 公園広場整備の進め方	● 地区特性や上記フローを踏まえた、公園広場整備の進め方を整理します。 ● 公園広場の規模に応じた整備の考え方を整理します。
	(3) 個別公園における導入機能、ゾーニング、動線計画の事例	● 具体の公園を考える上で重要となる導入機能の選定の視点やゾーニング、動線計画での配慮事項を整理します。 ● 例示を含めて示すことで解りやすいガイドラインとします。 整備・改修をパターン化して、ガイドラインに例示として掲載します。 現状  改修後 
第3章 整備におけるポイントや留意事項	(1) 基本的な考え方	● 様々な利用者を想定して、各種遊具、施設種別に分類した上で、整備計画の留意点を掲載します。 ● 整備計画の実現性を高めるためのチェックリストを掲載します。
	(2) 遊具施設の留意点	一例として ①インクルーシブデザイン ● 誰もが利用しやすい計画・設計を考慮し、各公園施設の考え方に「いばらきユニバーサルデザイン（UD）サービス・情報ガイドライン」の考え方を活かします。 ● 様々な遊びの難易度や選択肢を設けることにより、個々に合った遊びを楽しめる計画に留意します。 ②安全性 - 公園施設の中で比較的事故の発生が多いのが遊具での遊びです。遊びの安全性はハードとソフトに分解して考えます。ハードについては、主に遊具の安全として国土交通省が策定している「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠した計画とし、ハザードは絶無、遊びの魅力に関わるリスクは適正に管理します。ソフトについては、見守りやすさを確保するため日除けやベンチなどを配置することや公園内のゾーニングを考慮した計画とし、安全性に留意します。 ③維持管理 - 維持管理では、長く機能や性能を適正に保つために日常点検と専門員による定期点検に留意する計画とします。また、清掃や花壇の手入れなどは、公園里親事業や公園維持管理団体助成事業の拡充などを検討し、地域交流の広がりや公園広場への愛着や理解を深める可能性を広げます。
第4章 整備手法・管理 運営手法	(1) 整備手法	● 行政での整備のほか、近年では設置許可制度やP－PFI手法など、さまざまな整備手法があります。その手法の特徴や事例を整理します。
	(2) 管理運営の考え方の整理	● 日常的な管理の状況、遊具・施設の更新の現状、公園の新設計画、人口動向等を踏まえて、維持管理、運営方法の留意点を整理します。 ● 指定管理制度や従来型の管理方法等、他市町村での事例（アダプト制度など）も紹介します。
参考資料	インクルーシブ公園の事例	● インクルーシブ公園の事例として、その整備・改修の「目的」、「整備・改修前に調査した事項（例えば、公園周辺の人口動向を把握等）」、「実施した事項（例えば、社会実験等）」を整理し、本ガイドラインに活かします。

インクルーシブ公園先進事例

紀の川市民公園 野遊びの丘（和歌山県紀の川市）

自然環境と調和したインクルーシブ公園

遊具のみならずランドスケープからインクルーシブを考えた先進事例。周囲景観との調和は、誰もが遊べる起伏を設け木陰となる木を植えて、周囲の自然景観と複合遊具の遊び場を一体化させています。自然と調和した地域の特性を活かす考え方を本業務の参考にします。



富山県立美術館 オノマトペの屋上（富山県富山市）

遊びも学びも境目のないインクルーシブ公園

擬音語、擬態語という意味のオノマトペが家族で楽しめる遊具として設置され、地域住民のみならず、話題性もあり、県外の利用者も多い公園です。アートという視点でも質の高い教育的価値のある、遊びも学びも境目のない考え方を本業務の参考にします。



渋谷区立恵比寿南第二公園（東京都渋谷区）

住宅街の中にあるインクルーシブ公園

住宅街の中にある街区公園。改修前の人気のある遊具をインクルーシブの視点で更新した改修事例。遊具だけでなく、水飲み、車止めを含む全周囲からのアプローチにも配慮されています。地域住民になじみのある公園イメージを踏襲した考え方を本業務の参考にします。



京都市立梅屋公園（京都府京都市）

大通り沿いにあるインクルーシブ公園

車いすやベビーカー、お年寄りや力の弱い方にも配慮された公園。通り沿いにあるため、安全のため周囲にはフェンスが設置されていますが、出入り口に段差はなく、更に側溝には間隔の狭い蓋を採用し、通行しやすくしています。使いやすさだけでなく、利用者の安全に配慮した考え方を本業務の参考にします。

